

**Q 1 あっせん申立書にはどんなことを書けばいいのですか？**

A 解決センターが用意した申立書用紙に、

- ① 申し立ての年月日、
- ② 申立人の住所、氏名、
- ③ 相手方の住所、氏名、
- ④ 紛争の概要（いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又はされたか。）、
- ⑤ 解決を求める事項（申立人は、どういうふうにしてほしいのか。）、

などを、記入していただきます。

また、紛争についての関係資料等がありましたら申し立て時に提出してください。

**Q 2 解決センターに申し立てをすると何か法律的な利益がありますか？**

A 申立人が、同じ内容の紛争について**裁判所で訴訟中の場合**、当事者の共同申出により、裁判官の決定で**訴訟手続は一時中止**され、解決センターのあっせん手続が優先される場合があります。

また、時効によって権利を失う事案の場合、解決センターが申し立てを受理した上で作成したあっせん手続についての通知文書が、相手方に到達した時点（申立の請求内容が特定できる場合に限る。）で、**時効が中断**され、時効によって権利を失う不利益を心配することなくあっせん手続に専念することができます。

**Q 3 「解決センター」と都道府県労働局の「紛争調整委員会」との違いはなんですか？**

A 裁判とは違い、あっせんにより個別労働紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。

第一は、労働局の紛争調整委員会は、行政が実施しているのに対して、解決センターは、運営経費のほとんどが社会保険労務士の会費により成り立っていることです。すなわち、解決センターは、社会保険労務士の社会貢献活動の一環として行っている民間のADR機関であるということです。このため、解決センターでは、経費の一部に当てさせていただくため、あっせん手続申し立て時に5,000円及び消費税をいただくことにしています。（平成30年3月31日まで無料）

第二は、紛争の目的価額（例えば、退職金として〇〇円支払ってほしい）が120万円を超える場合、あるいは超えると予想される場合に、代理人を立てて申し出を行おうとすると、労働局では、目的価額にかかわらず特定社会保険労務士が単独で代理人を務めることが可能ですが、解決センターでは、特定社会保険労務士が単独では代理人になることができず弁護士と共同して代理人とならなければなりません（このことは社会保険労務士法第2条1項第1号の6に規定されています。なお、別途弁護士費用が発生します。）。

第三は、解決センターは、利用者が便利のように、原則として毎水曜日と第2土曜日の朝10時から夜8時までの時間帯であっせんを行うようにしていることです。土曜日や夜間にできることで、仕事を休まなくても利用できます（12月29日～1月4日及び祝日を除く。）。

主な違いは以上のとおりですが、そのほかの「時効の中断」や「訴訟手続の中止」の効力（Q2参照）については両者に違いはありません。

**Q 4 申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？**

A あっせん委員の許可及び相手方の同意があれば、上司や同僚があっせん期日に出席して意見を述べるすることができます。

**Q 5 提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後は返してもらえますか？**

A 原本の場合は、その場で写しをとり原本はお返しします。その他の提出された資料等は、あっせんが終了するまで解決センターで厳重に管理し、あっせん手続終了時には、そのままお返しします。

